

令和3年12月定例会一般質問

通告 7

質問 パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について

答弁 町の体制整備も含め検討してまいります

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生です。パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について質問させていただきます。

現在新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株が日本にも上陸し再び緊張感が広がっています。感染症対策として個人や企業をはじめ、病院でも様々な対策をとっていただいていると思いますが、その一つとして、町立中標津病院では令和2年5月から入院患者様との面会を全面禁止となっています。大切な家族の顔が見られると安心ができるのですが、それが叶わない今、せめて病状だけでも先生から直接話を聞きたいと思ったとき、婚姻関係が法的に認められていないパートナーをはじめ、家族の方はその願いを叶えることができません。

他にも婚姻関係が公的に認められていないパートナーは、入院や手術の同意書にサインができないことや、公営住宅に入れないこと、保険の受取人になれないなど、様々な制約が課されてしまいます。

しかし、他の自治体では家族で過ごす時間が増えている今、家族と幸せな生涯をともに送るための多様な家族の在り方を認める制度があります。戸籍上は同性であるカップル、または様々な事情により婚姻することができない、あるいは婚姻という形を選ばない事実婚のカップルに対して、地方自治体が婚姻と同等のパートナーシップであることを承認するパートナーシップ制度、その制度をパートナーの親や子供についても対象を広げ家族として認めるファミリーシップ制度です。

多様性を認め合い、人権を尊重する社会を作る中で多くの自治体取り組み始めている制度であり、また、当事者たち自身が受け入れられているという気持ちを持てるという意味でも大きなメリットのある制度です。

渋谷区と世田谷区で始まったパートナーシップ制度は、2021年9月時点では118の自



治体が導入し、6月末の時点で2018組のパートナーが交付を受けています。

全ての町民の皆様が住みやすさナンバーワンのまちと感じていただけることに繋がる制度だと考えますが、制度の導入について町長の意見をお聞かせください。

【答弁：町長】

平山議員御質問のパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入につきまして御答弁申し上げます。

まず、日本には法的に同性同士の婚姻が認められていないことから、LGBTなどのカップルにつきましては、平山議員御指摘のとおり、相続やパートナーの手術の際、同意書にサインできない、保険の受取人になれないなど婚姻しているような関係にもかかわらず、様々な制約が課せられています。

このカップルを婚姻相当の関係にあると公的に認めていくのがパートナーシップ制度でありまして、婚姻とは違いますが、自治体が独自に規定し2人の関係性を認めるという形になっております。

この制度は平成27年に東京都渋谷区、世田谷区で制度化され全国に広がりを見せておりまして、北海道では平成29年に札幌市が初めて制度化し、来年の4月には函館市が導入を目指しており、帯広、北見においても検討がされている状況でございます。

パートナーシップ制度導入は導入した実態に限らず、広く社会におけるLGBTの理解を促進するという意味では、病院の面会に關しての規制緩和、公営住宅の入居、賃貸契約や生命保険の受け取り、クレジットカードの家族カードの作成、家族として会社の福利厚生を利用するなどメリットも増えており、重要な意義をもたらしている一方、当事者が直面する困難や差別偏見の解消という観点からは大きな限界となっており、法制度の整備による抜本的な対策対応が必要とも指摘されているところでございます。

中標津町におきましては、現在直接的なニーズはございませんが、全国的には8%の割合で存在すると言われております。今学校の教育においてもジェンダーの学習は進んでおり、また報道の影響等もあり多様な性について知ること、理解することは昔と違って、若い方ほど受け入れやすい状況にあるとかと感じております。制度導入に当たっては、若い方に限らず広く家族や学校、企業においても、このような考え方が浸透する取り組みも重要であり、その上でLGBTなどの調査研究も含めながら、パートナーとして認定後、婚姻相当の関係として中標津町において公的サービス、民間サービスを含め実際に何ができるかを考え制度に反映していくことで、性的少数派の人々が利用した

いと思う制度にしていくことも必要と考えております。制度制定に当たっては、住民の意見・要望を踏まえ、町の体制整備も含め検討してまいりたいと考えております。

第7期総合計画でも人権の尊重と男女平等参画社会の形成として、それらの浸透とジェンダーの平等が図られ、だれもが幸福な生活を営むことができる社会を目指すことを掲げており、当事者たち自身がこの町に受け入れられているという気持ちを持ち続けられるような形のあり方を、今後、国や北海道、他自治体の動向も参考にしながら、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。